

石川県災害ボランティアバンク設置・運営要綱（LINE版）

（目的）

第1条 災害時のボランティア募集の迅速化と平時からの災害ボランティアに対する県民意識の高揚を図るため、石川県災害ボランティアバンク（以下「災害ボランティアバンク」という。）を設置し、災害時、ボランティア活動を行う意志のある個人（以下「災害ボランティア」という。）を事前に登録することに關し、必要な事項を定め、ボランティア活動の円滑な推進に資することを目的とする。

（設置・運営主体）

第2条 災害ボランティアバンクの設置・運営主体は、石川県県民文化スポーツ部女性活躍・県民協働課（以下「登録機関」という。）とする。

（登録要件）

第3条 災害ボランティアとして登録する個人は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 災害が発生した際に、被災地等でボランティアとして活動する意志のある個人であること。
- (2) 登録しようとする年度の4月1日現在で、15歳以上であること
- (3) 本要綱を遵守する者であること。

（登録手続き）

第4条 災害ボランティアとして登録を希望する者は、LINE公式アカウント「石川県災害ボランティアバンク」を友だち追加することにより災害ボランティアバンクに登録されたものとする。

（登録の解除）

第5条 災害ボランティアとして登録の解除を希望する者は、LINE公式アカウント「石川県災害ボランティアバンク」をブロックすることにより災害ボランティアバンクの登録を解除されたものとする。

（登録者への情報提供）

第6条 登録機関は、次の各号に掲げる情報を、登録者に対して適宜提供する。

- (1) 災害発生後における、被災地の災害ボランティア募集情報などをLINEで提供する。

(2) 平常時における、災害ボランティア活動に関する研修会・訓練の情報などをLINEで提供する。

(費用弁償等)

第7条 登録者は、登録機関に対して、ボランティア活動の実施について報酬及び費用弁償を請求することはできない。

2 登録者は、登録機関に対して、ボランティア活動中の事故等による損害について賠償を求めることはできない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、災害ボランティアバンクの設置・運営に關し必要な事項は登録機関が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 5月12日から施行する。

一部改正 令和5年 4月 1日改正 同日施行